

静岡県人事委員会は、管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1321

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則7-1264）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に対する<u>第3条第1項第1号</u>及び<u>第4条第1項第1号</u>の規定の適用については、当分の間、<u>第3条第1項第1号</u>及び<u>第4条第1項第1号</u>中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p> <p>3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第3条第1項第2号</u>又は<u>第4条第1項第2号</u>の規定を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に対する<u>第4条第1項第1号</u>及び<u>第4条第2項第1号</u>の規定の適用については、当分の間、<u>第4条第1項第1号</u>及び<u>第4条第2項第1号</u>中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</p> <p>3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第4条第1項第2号</u>又は<u>第4条第2項第2号</u>の規定を適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。